



保安林解除に係る委託業務共通仕様書について（通知）

技術基準の種類:業務委託
通知日:平成4年3月4日

発管第217号
平成4年3月4日

部内各課長殿
各土木事務所長殿
鳥取港湾事務所長殿

土木部長

保安林解除に係る委託業務共通仕様書について（通知）

このことについて、別添のとおり制定し平成4年4月1日以降適用することとしたのでお知らせします。

保安林解除に係る委託業務共通仕様書

目次

第1章 総則	
第101条 適用範囲	1
第102条 定義	1
第103条 受託者の義務	1
第104条 監督員	1
第105条 管理技術者	1
第106条 提出書類	2
第107条 打合せ等	2
第108条 業務計画書	2
第109条 資料の貸与及び返還	2
第110条 官公庁等への手続き	2
第111条 土地の立ち入り等	3
第112条 成果品の提出	3
第113条 手直し	3
第114条 受検体制	3
第115条 特許権等の使用	3
第116条 成果品の貸与の禁止	4
第2章 業務一般	
第201条 使用する図書	5
第202条 現地踏査	5
第203条 業務の種類	5
第204条 調査に関する一般事項	5
第205条 書類作成に関する一般事項	5
第206条 図面作成に関する一般事項	6
第207条 調査の業務内容	6
第208条 書類作成の業務内容	6～7
第209条 図面作成の業務内容	8

保安林解除に係る委託業務共通仕様書

第1章 総則	
第101条 適用範囲	
1 この委託業務共通仕様書（以下「仕様書」という。）は、県の施行する公共事業執行に係る森林法（昭和26年6月法律第249号）第27条第1項の規定による保安林解除申請書の作成に関する委託業務（以下「業務」という。）に適用する。	
2 設計図書及び特記仕様書に記載された事項は、この仕様書に優先する。	
第102条 定義	
この仕様書において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	
(1) 指示	委託者の発議により委託者が受託者に対し、業務に関する方針、基準又は計画等を示し、実施させることをいう。
(2) 承諾	受託者の発議により受託者が委託者に報告し、委託者が了解することをいう。
(3) 協議	委託者と受託者が対等の立場で合議することをいう。
第103条 受託者の義務	
受託者は、業務の履行に当たり、諸法令を遵守し及び諸要件を満足するよう必要な技術を十分に発揮しなければならない。	

第104条 監督員

- 1 委託者は、委託業務における監督員を定め、受託者に通知するものとする。
- 2 監督員は、契約書、図面、仕様書及び現場説明書（以下「契約図書」という。）に定められた事項の範囲内において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。

第105条 管理技術者

- 1 受託者は、業務の着手の日までに管理技術者を定め、委託者に通知するものとする。
- 2 管理技術者は、契約図書に基づき、業務に関する技術上の事項を処理するものとする。管理技術者は、業務の履行に当たり技術上の管理を行うに必要な能力と経験を有する技術者でなければならない。

第106条 提出書類

- 1 受託者は、別に定める様式により、関係書類を委託者に提出しなければならない。
- 2 指示、承諾及び協議は、書面によりこれを行う。

第107条 打合せ等

- 1 業務を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と監督員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてその都度記録し、相互に確認するものとする。
- 2 業務の着手時等特記仕様書に示す主要な区切りにおいて、受託者と委託者は打合せを行うものとし、その結果について記録し、相互に確認するものとする。
- 3 受託者は、成果品の提出前に関係地方農林振興局林業課の指導を受け、その結果を書面により監督員に報告するものとする。

第108条 業務計画書

- 1 受託者は、業務の履行に当たり、あらかじめ業務計画書を委託者に提出するものとする。
- 2 受託者は、前項の規定により提出した業務計画書の内容に変更が生じ、その内容が重要な場合には、変更に関連するものについてその都度変更計画書を委託者に提出するものとする。
- 3 業務計画書には、契約図書に基づき次の事項を記載するものとする。
 - (1) 業務概要
 - (2) 工程表
 - (3) 組織計画
 - (4) 打合せ計画
 - (5) 使用する主な図書及び基準
 - (6) その他必要な事項

第109条 資料等の貸与及び返還

- 1 委託者は、業務に必要な関係資料等を受託者に貸与するものとする。
- 2 受託者は、貸与された関係資料等が必要なくなった場合は、直ちに返還するものとする。

第110条 官公庁等への手続

- 1 受託者は、設計業務を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は、速やかに行うものとする。
- 2 受託者は、関係官公庁等から交渉を受けたときは、その旨を監督員に報告し協議するものとする。

第111条 土地の立ち入り等

- 1 受託者は、業務を実施するため国有地、公有地又は私有地に立ち入る場合は、委託者及び関係者と十分な協調を保ち、業務が円滑に進捗するように努めなければならない。なお、やむを得ない理由により現地へ立ち入りが不可能となった場合は、直ちに監督員に報告し協議しなければならない。
- 2 前項の立ち入りを行う場合は、関係法令に規定する身分証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 受託者は、業務実施のため植物伐採、かき、さく等の除去又は土地若しくは工作物を一時使用する場合は、あらかじめ監督員に報告するとともに、所有者の承諾を得て行うものとする。
ただし、保安林区域内において業務実施のため植物伐採を行う場合は、監督員と協議し、森林法施行令（昭和26年8月農林省第54号）第4条の2（伐採の許可）による県知事への許可を申請するものとする。
- 4 前項の場合において生じた損失のため必要を生じた経費の負担については、特記仕様書に示すほかは協議により定めるものとする。

第112条 成果品の提出

- 1 業務が完了したときは、別途定める成果品一覧表に示す成果品を業務完了通知書とともに提出し、完了検査を受けるものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、特記仕様書で部分提出を求めた成果品については、業務期間途中において、部分提出するものとする。

第113条 手直し

- 1 受託者は、業務が完了した場合において、受託者の責に帰すべき理由による成果品の不良箇所が発見されたときは、速やかに訂正、補足その他の措置を講ずるものとする。

第114条 受検体制

- 1 受託者は、成果品の完了検査及び既済部検査に際しては、関係書類を整えておくものとし、管理技術者を立ち合わせなければならない。

第115条 特許権等の使用

- 1 受託者は、業務を実施するに当たり、特許権その他第三者の権利に属する調査方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負うものとする。

第116条 成果品の貸与の禁止

- 1 受託者は、作成した成果品を他人に貸与し、又は使用させてはならない。ただし、委託者の承認を得たときは、この限りでない。

第2章 業務一般

第201条 使用する図書

業務の実施にあたっては、「保安林解除申請等の手引」（鳥取県農林水産部造林課編）及び特記仕様書に準拠して行うものとする。

なお、他の図書等による場合は、事前に監督員の承諾を受けなければならない。

第202条 現地踏査

受託者は、業務の実施に当たり現地踏査を行い、対象地域の土地の概況を把握するものとする。

第203条 業務の種類

業務は、調査、書類作成及び図面作成の3種類とする。

1 調査は、保安林台帳による調査、土地登記簿調査、他の諸法令調査を行い、その取りまとめを行うことをいう。

2 書類の作成は、前項及び第109条に定める貸与資料等を用いて検討・解析を行い、保安林解除申請書・事業計画書・代替施設計画書等の保安林解除申請に係る書類を作成することをいう。

なお、森林法施行令第4条の2（伐採の許可）が必要な場合には伐採許可申請に係る書類を作成することをいう。

3 図面の作成は、前項及び第109条に定める貸与資料等を用いて検討、調整し作成することし原則として写真その他、位置図、保安林解除図、面積求積図、事業計画図及び標準断面図に区分する。

第204条 調査に関する一般事項

1 踏査及び調査に当たっては、第109条に定める貸与資料と照合するとともに、特記仕様書に定める事項について検討補足を行うものとする。

2 前項の作業により第109条に定める貸与資料と相違する場合は、監督員に報告し協議するものとする。

第205条 書類作成に関する一般事項

1 解除申請書類の作成に当たっては、資料をもとに森林法施行規則（昭和26年8月農林省第54号）第17条による同規則第43条の規定による申請書等の様式により作成するものとする。

2 許可申請書類の作成に当たっては、資料をもとに森林法施行令（昭和26年7月政令第276号）第4条の2及び森林法施行規則第22条の5により許可申請書を作成するものとする。

第206条 図面作成に関する一般事項

図面作成に当たっては、業務の意図及び目的を十分に理解し、要件を満足するよう正確かつ丁寧に実施するものとする。

第207条 調査の業務内容

1 保安林種調査は、森林法第39条の2に定める保安林台帳により委託区域の指定種等を調査するものとする。

2 他の法令調査は、対象区域に係る他の法令による制限について調査するものとする。

受託者は、他の法令による制限がある場合には、法令の名称及び制限内容（根拠法令、適用条項等）を調査し許認可を受けた年月日及び許認可の写しを添付するものとする。

3 地図の転写及び土地過記簿等の調査、権利者の確認は、別途定め鳥取県土木部監修の「用地調査等共通仕様書の第3章（地図の転写、土地及び建物等の登記簿等の調査、権利者の確認調査）」により調査するものとする。

第208条 書類作成の業務内容

1 保安林解除申請書

（1）第207条第3項の調査により解除保安林の所在場所、台帳面積、所有者の氏名及び住所を記載するものとする。

（2）第209条第5項の面積求積図により実測面積及び要解除面積を記載するものとする。なお、面積の単位はhaとし少数以下第4位までとする。

（3）指定解除の理由については、監督員と協議の上、事業の目的又は施設の性質等と関連させて具体的に記載するものとする。

2 事業計画書

（1）転用の目的に係る事業又は施設の名称を記載するものとする。

（2）用地選定理由については、監督員と協議し事業の目的又は施設の性質と関連させて具体的に記載するものとする。

（3）当該保安林の土地所有権の種類及び取得状況

第207条第3項による解除に係る土地の取得状況を地番毎に記入するものとする。

（4）事業資金の総額及び調達方法

第109条に定める貸与資料等を用いて記載するものとする。

（5）事業等に要する経費

第109条に定める貸与資料等を用いて記載するものとする。

（6）工事工程及び設置する施設の内容

ア 工事の工程

第109条に定める貸与資料等及び監督員と協議して記載するものとする。
工事の着手から完了にいたるまでの全体の期間について、工種ごとにパーチャートをもちいて保安林内施工分と保安林外施工分を併記し、作成するものとする。

イ 設置する施設の内容

事業により新設され、又は改良される工作物等について記載するものとする。

- (7) 転用後の用途別面積
転用後の用途別面積について保安林とその他の土地別別に記載するものとする。
- (8) 土量計算及び残土又は不足土の処理方法
第109条に定める貸与資料等により土工計算書を事業区域並びに保安林区
域別毎に作成するものとする。

3 代替施設計画書

- (1) 当該保安林の土地所有権の種類及び取得状況
第207条により解除に係る土地の取得状況を地番毎に記入するものとする。
- (2) 代替施設に要する事業資金の総額及び調達方法
第109条に定める貸与資料等により記載するものとする。
- (3) 経費の内訳
第109条に定める貸与資料等により記載するものとする。
- (4) 代替施設に関する工事の工程
工事の着手から完了にいたるまでの全体の期間のうち代替え施設該当工種に
ついて、バーチャートをもちいて保安林内施工分と保安林外施工分を併記し、
作成するものとする。
- (5) 代替施設の内容
事業により新設され、又は改良される工作物等について記載するものとする。

4 立木の伐採の許可の申請書

- (1) 第207条第3項の調査により伐採箇所の所在地を記載するものとする。
- (2) 第204条第1項の調査により伐採樹種を記載するものとする。
- (3) 第204条第1項の調査により伐採材積を記載するものとする。
- (4) 伐採の方法を監督員と協議し記載するものとする。
- (5) 伐採の期間を監督員と協議し記載するものとする。
- (6) 森林法施行規則第22条の5により伐採立木の材齢及び当該伐採箇所の面積
を記載するものとする。

第209条 図面作成の業務内容

1 位置図

国土地理院発行の5万分の1地形図に行政区界、事業区界、解除申請区域を記
載するものとする。

2 保安林解除図

市町村界、大字界、字界、地番界、地番、地目、事業区域界、保安林解除申
請区域及び解除申請地の隣接地の地番並びに地目を記載するものとする。

3 事業計画図兼代替施設計画図

- (1) 保安林界及び解除区域界を記入するものとする。
- (2) 土地利用計画（施設の配置及び名称）
法面の位置、形状小段及び切土、盛土の区分、堰堤、擁壁、排水施設の位置、
記号又は番号、種類、規模等を記入するものとする。
- (3) 縦横断面測点若しくは測線を記入するものとする。

4 標準断面図

標準断面図に記入する事項は土質又は土質別切土の勾配、小段
の位置幅及び間隔、擁壁及び法面の保護施設とし仕上り寸法、造成地盤の勾配等
について記載するものとする。

5 面積求積図

求積図に記入する事項は保安林界、解除申請区域界、地番界、求積区分、寸法
及び面積計算表とする。

6 写真その他

保安林解除申請区域の現況が明らかにできるよう全景及び近景について撮影す
るものとする。

- (1) 保安林区域及び解除申請区域を明記し、台紙等に貼付するものとする。
- (2) 撮影位置及び撮影方向を事業計画図に明記するものとする。

7 伐採許可申請に係る図面

- (1) 伐採箇所面積求積図、求積図に記入する事項は保安林界、解除申請区域界、
地番界求積区分、寸法及び面積計算表とする。
- (2) 伐採許可申請箇所平面図
市町村界、大字界、字界、地番界、地番、地目、事業区域界保安林界伐採許
可申請区域及び申請地の隣接地の地番並びに地目を記載するものとする。

成果品一覧表（標準）

成果品一覧表（標準）

項目	成果品項目	縮 尺	成果品		摘 要
			原図	青焼き	
解除申請書			1	図面下記による	
事業計画書			1		
代替施設設計画書			1		
位置図		1/50,000	1		
事業計画平面図兼 代替施設設計画図	平面図 標準断面図	1/500~1/1000 1/100~1/200	1		着 色
面積求積図		1/500~1/1000	1		着 色
保安林界解除図		1/500~1/1000	1		着 色
写真その他			1		着 色
伐採の許可申請書			1	2	
伐採面積求積図		1/500~1/1000	1	2	着 色
伐採区域平面図		1/500~1/1000	1	2	着 色

青焼き提出部数

農林水産大臣宛
知事宛

5部
4部 とする。